

第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）プレ大会競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 競技は男女別に行う。ただし、水泳の200mリレーおよび200mメドレーリレーならびにフライングディスクのアクアシー競技を除く。

イ 1組の競技者数は、8人以内とし、予選を行わず1回の決勝競技とする。ただし、卓球は1組4人以内とし、競技方法は別に定める。

ウ 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手または他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定および表彰は、障害区分および年齢区分別に行う。

(2) 団体競技

ア バスケットボールおよびバレーボール（聴覚障がい者・知的障がい者）は男女別、バレーボール（精神障がい者）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

イ 試合は、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3（1）②に規定する北信越・東海ブロック県・指定都市チーム対抗とし、競技別実施要領に定めるところにより実施する。

ウ 競技日程に支障がない範囲で、交流試合を実施することができる。

(3) 実施態度

主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は、原則、競技前に、選手のコンディション等に配慮して簡素に行う。

イ 表彰式

（ア）陸上競技、水泳およびフライングディスクは、随時表彰を行う。

（イ）（ア）以外の競技は、競技終了後に行う。

(5) 競技記録および成績の発表等

ア 個人競技の記録および成績は、福井運動公園内の所定の場所において、主催者（県）が記録速報掲示板に掲示する。

イ 各競技の記録および成績は、会場内の記録速報板等に掲示するとともに、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会のホームページに掲載する。

(6) 抗議

ア 競技上の抗議については、平成30年に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）の定めるところによる。

イ 選手の出場資格、組合せおよび障害区分の適用については、抗議することができない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、当該組に異なった障害区分および年齢区分がある場合は、その区分ごととする。

(2) 団体競技

1位から3位までのチームに賞状を、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

3 参加申込み

(1) 申込方法

ア 個人競技

参加希望者は、所定の参加申込書により、所属している福祉サービス事業所、特別支援学校もしくはスポーツクラブ等または現住所のある市町の障がい者福祉担当部局を通じて申し込むものとする。ただし、アーチェリー競技への県外からの参加希望者は、福井県アーチェリー協会を通じて申し込むものとする。

イ 団体競技

参加チームの派遣を行う北信越・東海ブロックの県・指定都市は所定の参加申込書により申し込むものとする。

(2) 申込期限

平成30年1月12日（金）必着とする。

(3) 参加申込書の提出先および問い合わせ先

申込者は、封筒に「参加申込書在中」と朱書きし、参加申込書を下記へ送付すること。

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10 宝永分庁舎2階

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行員会事務局

福井県国体推進局障害者スポーツ大会課大会競技グループ

TEL 0776-20-0747（直通）

FAX 0776-20-2153

(4) 申込後の変更の取扱い

原則として、申込締切後の変更は認めない。

(5) その他

水泳のリレーについては、チーム編成を市、町または施設単位とするが、単独でのチーム編成が困難な場合は、他の市町や施設（事業所）との合同チームとすることができる。

4 番号布

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手はIDカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

(2) 番号布（IDカードを含む。）は主催者が準備し、選手に配布する。

(3) 番号布の布地の色は、障がい別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。なお、障がい重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5センチメートルに他の重複する障害部門の色を表示する。

ア 肢体不自由者 白

イ 視覚障がい者 薄緑

ウ 聴覚障がい者 黄

エ 知的障がい者 桃

オ 内部障がい者 水色

カ 精神障がい者 薄茶

5 競技場への入退場

(1) 競技場への入退場に当たっては、選手は係員の指示に従うものとする。

(2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場する者は、あらかじめ主催者の許可を受け、主催者が用意するビブス等を着用した者に限る。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。